

平成27年3月 第1回定例会議案 正誤表

議案書（議第9号中別表第2）及び議案資料（議第9号資料）の利用者負担額に誤りがあったため、これを訂正するものです。

議案書3（条例その他の議案）P11別表第2中  
（誤）

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
D7	A階層及びC階層を除き、当該年度分村民税課税世帯であって、その所得が右記の区分する該世帯	138,900円以上 169,000円未満	37,200円	<u>32,000円</u>	27,800円
			36,600円	<u>31,500円</u>	27,400円
D8	169,000円以上 220,800円未満		38,500円	<u>30,700円</u>	28,000円
			37,900円	<u>30,200円</u>	27,600円

（正）

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
D7	A階層及びC階層を除き、当該年度分村民税課税世帯であって、その所得が右記の区分する該世帯	138,900円以上 169,000円未満	37,200円	<u>30,700円</u>	27,800円
			36,600円	<u>30,200円</u>	27,400円
D8	169,000円以上 220,800円未満		38,500円	<u>32,000円</u>	28,000円
			37,900円	<u>31,500円</u>	27,600円

議案資料P32右表中

（誤）

保育認定の利用者負担額表（市基準案）

階層区分		利用者負担額（月額）			
区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
D7	市町村民税所得割課税世帯	138,900円以上 169,000円未満	37,200	<u>32,000</u>	27,800
			36,600	<u>31,500</u>	27,400
D8	169,000円以上 220,800円未満		38,500	<u>30,700</u>	28,000
			37,900	<u>30,200</u>	27,600

（正）

保育認定の利用者負担額表（市基準案）

階層区分		利用者負担額（月額）			
区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
D7	市町村民税所得割課税世帯	138,900円以上 169,000円未満	37,200	<u>30,700</u>	27,800
			36,600	<u>30,200</u>	27,400
D8	169,000円以上 220,800円未満		38,500	<u>32,000</u>	28,000
			37,900	<u>31,500</u>	27,600